

(監事の職務)

- 第36条 監事は、組合の行う事業全般を監査する。
- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
 - 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(付則)

1. 第36条の規約を新設し、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。